

人間文化研究機構個人情報管理委員会設置要項

令和4年6月29日

機構長 裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、人間文化研究機構個人情報保護規程（令和4年3月31日規程第163号）第7条の規定に基づき設置する人間文化研究機構個人情報管理委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 総括保護管理者
- (2) 事務局長
- (3) 機関の長が推薦する研究教育職員 6名
- (4) 機関の管理部長

(任命)

第3条 前条第3号の委員は、機構長が任命する。

(任期)

第4条 第2条第3号に掲げる委員の任期は、2年とし、4月1日に任命することを常例とする。ただし、4月2日以降に任命された場合の任期は、その任命の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 委員の再任は、妨げない。

(任務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 保有個人情報の開示・不開示、訂正及び利用停止に関すること。
- (2) 保有個人情報に係る審査請求に関すること。
- (3) 個人情報に係る訴訟に関すること。
- (4) 個人情報の漏洩等に係る再発防止に関すること。
- (5) 個人情報の取扱いに係る苦情処理に関すること。
- (6) 行政機関等匿名加工情報（以下「匿名加工情報」という。）の提案に係る審査に関すること。
- (7) その他個人情報及び匿名加工情報等の管理に関すること。

(会議)

第6条 委員会に委員長を置き、総括保護管理者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(開催)

第7条 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、開催することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務)

第8条 委員会の庶務は、機構本部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、令和4年6月29日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 人間文化研究機構保有個人情報管理委員会設置要項（平成17年3月28日機構長裁定）は、令和4年3月31日をもって廃止する。

※ この委員会の構成員については、情報公開委員会の構成員を兼ねることとする。